

平成30年度

第2回

区長会資料

(資料編)

- 平成31年度新役員名簿の提出について・・・P1～P3
- 平成31年度事業計画書について・・・P4
- 村づくり座談会について・・・P5
- 支え愛マップについて・・・P6
- 生ごみの液肥化への取り組みについて・・・P7
- 集落ごみステーション等の整備について・・・P8
- マイナンバー（個人番号）制度について・・・P9
- 地域福祉について・・・P10
- 除雪作業の協力について・・・P11
- 集落向け補助制度一覧表・・・P12～P18

と き	平成30年12月4日(火)
	午後6時30分～
と ころ	中央公民館 大集会室

平成30年12月4日

区長（自治会長）各位

八頭町長 吉田 英人
(公印省略)

平成31年度新役員名簿の提出について（お願い）

初冬の候、貴職におかれましては、ますますご健勝でご活躍のことと存じます。この一年間、町政推進のため、多大なるご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、新年を迎えますと、貴集落内の役員さんも改選されることと思いますが、新区長さんにつきましては、文書発送の都合もありますので、電話等で連絡をいただきますようお願いいたします。

また、他の役員さんにつきましては、決まり次第、別紙役員報告書に記入のうえ提出していただきますよう併せてお願いいたします。

本年も残すところ、あとわずかとなりましたが、今後ともご協力いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

総務課	電話 76-0201	FAX 73-0147
船岡住民課	電話 72-0044	FAX 73-0290
八東住民課	電話 84-1222	FAX 84-2818

八頭町長様

配布枚数	枚	集落内の班数	集落名
各集落公民館等への保存分は含めないでください。		班	区長 (自治会長)

平成31年度 新役員報告書

役員名	氏名	性別		任期(就任年月日)	該当地域
		男性	女性		
区長(自治会長)	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
公民館長	住所			平成 年 月 日から	船岡 八東
	電話			平成 年 月 日まで	
農事実行組合長	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
婦人会長(世話役)	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
体育委員	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
健康づくり推進委員	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
自警団長	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
老人クラブ会長	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
人権教育部落推進員 (同和教育部落推進員)	住所			平成 年 月 日から	郡家 船岡
	電話			平成 年 月 日まで	
環境美化推進員	住所			平成 年 月 日から	全町
	電話			平成 年 月 日まで	
交通安全推進員 (交通安全協会)	住所			平成 年 月 日から	八東
	電話			平成 年 月 日まで	

★男女共同参画に関する女性登用率の調査のため、次の役職について性別の記載(○印)をお願いします。

役員名	氏名	性別	
		男性	女性
副区長			
会計			

※ 役員が複数名になる場合は裏面の追加欄に記入してください。

※ 役員の報告は名簿の提出をお願いします。

(開庁時間外に各庁舎へ持参される場合は、宿日直へ預けてください。)

FAX先 総務課73-0147 船岡住民課73-0290 八東住民課84-2818

(新役員報告書追加欄)

役員名	氏名	性別		氏名	
		男性	女性		
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				
				平成 年 月 日から	
	住所			平成 年 月 日まで	
	電話				

平成 年 月 日

平成31年度事業計画書（総務課関係）

集 落 名 ()
 区長（自治会長）名 ()

区 分	施 設 名	計 画 内 容
① 集会所改修等	<例>集会所、広場、遊具、倉庫等3	<例>必要な理由(新築、改修等)、建築面積〇〇㎡、敷地面積〇〇㎡、概算事業費〇〇万円等
② 消防施設整備補助	<記載例>ホース〇本	<記載例>〇〇円×〇本 概算事業費〇万円 等
③ 防犯灯設置補助	<例>新設、修繕〇カ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等
④ カーブミラー	<例>新設、修繕〇カ所	<例>必要な理由、概算事業費〇〇万円等

- ※ 来年度の予定をご記入ください。
- ※ この事業計画書は、来年度の予算確保に向けた資料となります。来年度の予定をご記入ください。
- ※ この事業計画書を提出していただいた集落には、4 月に「補助申請の案内文書」をお送りします。折返し、事業実施前に申請書の提出をお願いします。
- ※ 事業実施の際には事前に担当課へご相談ください。
- ※ 計画書は、平成31年1月15日(火)までに総務課・船岡住民課・八東住民課へ提出してください。詳しくは、総務課（76 - 0201）へお問い合わせください。

村づくり座談会 申込書

平成 年 月 日

八頭町長 様

集落・自治会等名称 _____
 区長名又は
 自治会長等代表者名 _____ 印

次のとおり村づくり座談会を申し込みしたいので、八頭町村づくり座談会実施要綱第2条の規定により申し込みます。

希 望 日 時	○ 第1希望日 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 ○ 第2希望日 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
開 催 会 場	(所 在 地) 八頭町 _____ (施 設 名) 集落公民館・改善センター 等
参加予定人数	人
連 絡 先	(住 所) 八頭町 _____ (氏 名) 区長・自治会長等 _____ (電話番号) 自宅・携帯() -
内 容	特に議題としたいテーマがありましたらご記入ください。
受 付 日 *(町記入欄)	平成 年 月 日 【受付担当者: 】

支え愛マップ[®] づくりにより

災害発生時の
避難支援の
仕組みづくり

避難支援に係
る課題解決に
向けた取組

支え愛避難所
の設置・運営
に向けた取組

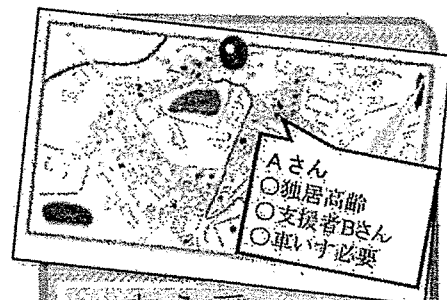
応援します！

地域に暮らしている「要支援者^(※)」を支えるための、
災害発生時の避難支援の仕組みなど、住民同士でつくる取組みを支援します。

※例えば……一人暮らし、寝たきり及び認知症等の高齢者、障がいのある方 など

災害時要支援者対策 促進事業

- 支え愛マップの作成
- 要支援者の特性に応じた個別避難訓練の実施
- 要支援者の見守り、避難支援等に係る研修会・講習会の開催 など

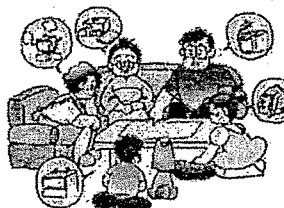


補助限度額：1住民組織あたり5万円以内

(H29年度までに「支え愛マップづくり」事業の補助を受けていない住民組織が対象)

災害時要支援者対策 ステップアップ事業

- 「地域支え愛会議」の立ち上げ
自治会長・町内会長や福祉推進員などがリードし、住民が自らの地域の福祉課題を話し合う。支え愛マップを活用して問題を共有し、「支え愛」の充実を目指す。
- 支え愛マップづくりで認識・共有された避難支援に係る課題解決に向けた取組
災害時の障がいのある方の個別避難支援、認知症徘徊模擬訓練など、支え愛マップづくりで共有した避難支援に係る課題の解決に向けた取組。



補助限度額：1住民組織あたり10万円以内

(H29年度までに「支え愛マップづくり」事業の補助を受けた住民組織が対象)

災害時要支援者対策 モデル事業

支え愛マップの作成～「支え愛避難所」の点検・資機材の整備までは、1年間で取り組むもので、早期に避難体制から避難所整備の充実を目指す。

- 支え愛マップの作成
- 要支援者の特性に配慮した個別避難訓練の実施
- 地域支え愛会議の立ち上げ・運営
- 支え愛マップづくりで認識・共有された「支え愛避難所」の点検・資機材の整備

補助限度額：1住民組織あたり10万円以内

(H29年度までに「支え愛マップづくり」事業の補助を受けていない住民組織が対象)

この他に、集落間の連携を図る「災害時要支援者対策のための住民組織間交流事業」もあります。

【対象経費】報償費

支え愛 マップとは

日常生活を送る上や災害発生時の避難において、誰かの支援を必要とする地域住民の情報を、地図上にまとめたもの。防災体制の確認だけでなく、日ごろからの気くばりや「支え愛」の必要性を住民同士で共有することができます。

▼補助対象

○住民組織

住民自治を行うための意思決定機関(総会、役員会など)があり、それに基づく活動や予算を確保されている最小単位の区域。(町内会、集落、自治会、公民館など)

▼対象経費

報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、使用料及び賃借料、備品購入費

【お問い合わせ先】 最寄りの市町村社会福祉協議会へお問い合わせください。

○生ごみの分別回収による液肥への取組について

八頭町ではごみの減量化を進め、資源を有効にリサイクルするため、各家庭から出る生ごみを回収し、液肥にリサイクルする事業を推進しています。

平成19年度から20年度にかけてモデル地区を設置し、本格的に実施したところ、多くの皆様方から好評を得て、現在、八頭町で54集落まで実施エリアを拡大することができました。

この事業の実施をご検討いただける集落がありましたら、町民課までご連絡ください。日程等を調整して、こちらから集落への説明会を開催させていただきます。

○実施日 週に2回（可燃ごみ収集日と同一）回収。 ※祝日を除く

○実施方法

- ・各家庭に蓋付きのバケツを配布いたします。
 - ・ごみステーションに収集用の大きな蓋付きのバケツを設置します。
 - ・家庭で出た生ごみは、各家庭に配布した蓋付きのバケツに入れて保存してください。水切りをしなくてもリサイクルされますが、バケツを運ぶ際のご負担になりますので、軽く水切りをお願いします。
 - ・週に2回（可燃ごみと同一日）回収されますので、収集日の朝8時30分までに、ごみステーションに設置してある専用のバケツに生ごみを投入してください。
 - ・収集業者がステーションのバケツを回収し、新しいバケツを置いて帰ります。
- ※生ごみとして出せないごみは、パンフレットをご覧ください。



家庭用のバケツ（13リットル）



ステーション用のバケツ（約50ℓ）
ねじってフタを閉めるタイプなので、
猫等が開けることができません。

○お願い

集落で実施世帯数が増えたりした場合は、連絡をお願いします。必要なバケツ、資料等は準備させていただきますので、ご協力願います。

○ 集落ごみステーション等整備事業補助金について

清潔で美しいまちづくりを推進し、もって快適な生活環境の保全に資することを目的として、集落のごみステーション等を整備する事業に助成する制度です。

現在、設置されているごみステーションは、集落によりましては、設置してから相当年数が経過し、更新、修繕、移設の必要があるところもあろうかと思われますので、助成事業を活用していただきたいと思います。

また、ごみカゴ(缶・ビン、小型破碎用)が壊れている、不足しているなどは、町民課へ連絡をいただきましたらお渡しします。

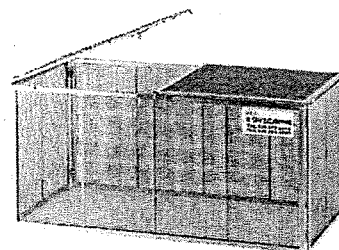
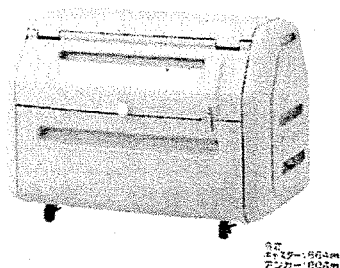
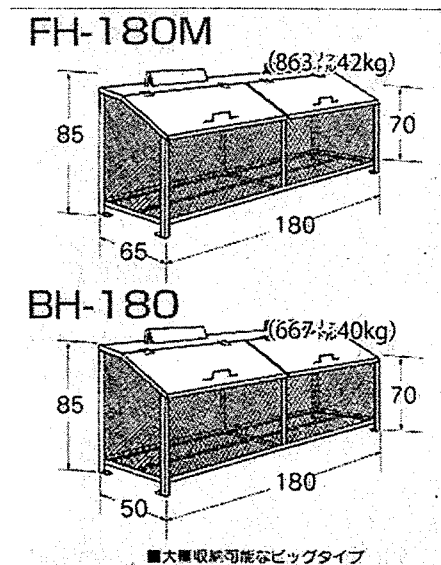
申請は、区長さんでしていただき、申請前に事前協議をお願いします。

形 状		具 体 例	補 助 率	補助限度額
据置式	箱型	ロッカー、コンテナ等	1 個あたりの購入、 修繕費の 1/2 以内	5 万円
構築式	物置型	収納庫(トランクルーム)、物置等	1 個所あたり工事費、 修繕費の 8/10 以内	160 万円
	一部開放型	囲い(コンクリート製、 ブロック製、木製等)		

補助金の終期は平成34年3月31日です。

据置式

補助対象経費は、購入費、修繕費です。但し、送料は、補助対象外です。

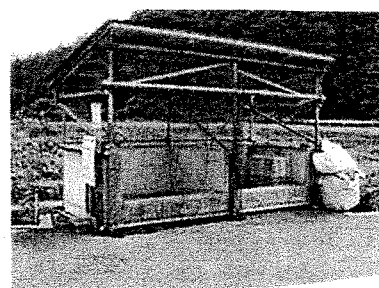
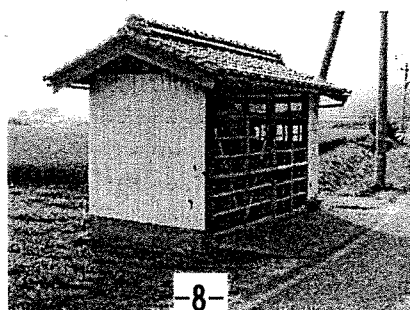
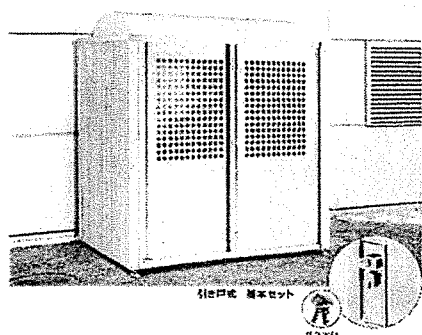


構築式

補助対象経費は、工事費、修繕費、用地購入費とし、備品費を除きます。

物置型

一部開放型



まちづくり委員会の活動状況 (平成30年度事業計画より)

地区・愛称	まちづくりカフェ	体操	ランチ(食事会等)	その他主な活動(カフェの中での活動を含む)
安部地区 「あべ茶や」	毎週月・火・木曜日 10:00～16:00 月・火はのんびりカフェ	●健康体操 第1木曜日 ●百歳体操 第4木曜日	独居高齢者等を対象とした 地区サロン(なかよし会) 第3木曜日 11:30～	高齢者と子ども(保育園児、小学生)の交流 悪質商法対策講座、高齢者の交通安全教室など 「ミニ、見にギャラリー」作品展示
上私都地区 「ここいち」	毎週月・木曜日 13:30～16:00	●体操教室 第1・3火曜日 10:00～ ●百歳体操 毎週月曜日	高齢者いきいき教室 第4火曜日 9:30～15:30	エコクラフトづくり、カフェの中での認知症高齢者の見守り、集落サロンへの参加や集落への出張見守り、悪質商法や振込め詐欺対策講座、料理教室、夏冬春休み子どもも交流、お菓子づくり、スポーツ吹矢、ピザ窯設置、寺子屋(第1・3日曜日午後)、野菜販売、上私都探検隊ツアー
済美地区 「憩や」	毎週水曜日 13:30～16:00 出張カフェ 第3金曜日(塩上) 第4金曜日(水口)	●わいわい体操 第2・4月曜日 13:30～15:00 ●百歳体操(地区公) 毎週水曜日 9:30～11:30	グラウンドゴルフ大会の後 に食事会	グラウンドゴルフ大会、子どもも交流(2～3月)、集落内巡回見守り、健康講座、認知症予防教室、共生の森事業(5月)、悪質商法対策講座、燗製づくり、サロン交流会
大江地区 「なごみ」	毎週月・水・金曜日 13:30～16:00 月・水はのんびりカフェ	●3B体操 第3金曜日 13:30～15:30 ●百歳体操 金曜日(3B体操以外の日)	作って食べよう 第2金曜日 10:00～	高齢者と子ども(小学生)の交流、悪質商法や振込め詐欺対策講座、脳トレゲーム、茶会(年2回)、ばたもち配布(年2回:独居高齢者対象)
下私都地区 「みんなさいや」	毎週木曜日 13:30～16:00	●百歳体操 毎週木曜日(カフェの中で)	第3木曜日 11:30～12:30	まちづくりカフェの中で、スポーツ吹矢・グラウンドゴルフ・ペタリングなどの軽スポーツ、お菓子づくり、カラオケ大会、子どもも交流会、認知症予防教室、夏休み勉強会、サロン交流会
東郡家地区 「たから」	毎週火曜日 13:30～16:00 月・金はのんびりカフェ	●3B体操/百歳体操 毎週火曜日(カフェの中で)	月1回不定期開催(火曜日)	夏休み施設開放(小学生)、小物づくり、楽器演奏、ゲームなど
大御門 「にここ」	毎週金曜日 13:30～16:00	●3B体操 第1火曜/金曜日 ●百歳体操 金曜日(3B体操以外の日)	世代間交流の時(隔月)	小物づくり、囲碁将棋カフェ、子どもも交流会(夏・冬)、世代間交流(ミュージック・ケアなど)
中私都地区 「ぶらっと中私」	毎週水曜日 13:30～16:00	●百歳体操 毎週水曜日(カフェの中で)	不定期(水曜日)	小物づくり、料理教室、消防講習、誕生日会 子どもも交流、グラウンドゴルフ
集地区 「すまいる集」	毎週火曜日 13:30～16:00	●百歳体操 毎週火曜日(カフェの中で)	誕生日会(カフェの中で) (毎月最終火曜日)	振込め詐欺対策講座、交通安全教室、子どもも交流など

●いきいき百歳体操……平成29年度より始まった介護予防・総合事業の「住民主体通所サービス」を受託して実施しています。

※各地区の活動状況は、町ホームページ(ホーム→各課のお知らせ→福祉課(福祉事務所)→地域福祉(まちづくり委員会))でご覧いただけます。

平成30年12月4日

各 区 長 様

八 頭 町 建 設 課 長

除雪作業のご協力について（お願い）

初冬の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、町行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、今年も降雪期を迎え、本町としましては主要幹線やスクールバス路線を中心に計画を策定し、体制を組み、除雪作業に備えているところです。

つきましては、下記の点について集落内に周知していただき、円滑な除雪作業にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 生活道路の除雪は、地区住民の皆様のご理解をお願いします。

*除雪車により順次各路線の除雪を行いますが、降雪量により除雪が遅れることがあります。また路線の支障樹木の取除きや有害鳥獣の電柵及びメッシュの移動等、皆様のご理解をお願いします。

2 路上駐車や放置車両の取扱いについてご協力をお願いします。

*作業中の除雪車には、危険ですので近づかないでください。また、路上駐車や路上放置車は、除雪作業の障害となり、作業が遅れるなど迷惑になりますので、路上駐車等は絶対しないようご協力をお願いします。

除雪の支障となる場合、除雪しないこともありますので、ご承知ください。

3 機械除雪についてご理解をお願いします。

*「家の前を苦労して雪かきしたのに、除雪車が雪を積み上げていく」等の苦情が寄せられます。家屋が密集している道路ではやむを得ない場合がありますので、ご理解をお願いします。

除雪に関する問合せ
八頭町役場建設課
除雪係（TEL 76-0206）

集落向け補助制度一覧表

- ①八頭町集落公民館等整備事業補助金
- ②八頭町消防施設整備事業補助金
- ③八頭町防犯灯設置補助金
- ④八頭町カーブミラー設置等補助金
- ⑤八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
- ⑥八頭町農業用施設等整備費補助金
- ⑦八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
- ⑧-1.2 八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金
- ⑨八頭町土木事業原材料支給
- ⑩八頭町資源ごみ回収報奨金
- ⑪除雪機購入補助

☆基本的に翌年度の当初予算になりますので、4月以降の事業実施となります。
また、原則として年度中途での申請には対応できませんのでご了承ください。
※ただし、緊急の場合はこの限りではありません。

①

補助金名	八頭町集落公民館等整備事業補助金			
補助事業概要	集落公民館等の新築・増改築並びに付属施設（広場、遊具、倉庫等含む）を改修する経費に対し費用を補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	(千円未満の端数切捨て)			
	補助対象事業費	補助対象事業費限度額	補助金	
	建築面積が30平方メートル以上かつ事業費が30万円以上の集落公民館等の新築又取得(改修費含む)若しくは改築に要する経費	60世帯以上の集落	補助対象事業費(補助対象事業費限度額が設定されている場合は当該額)に新築又は取得(改修費含む)に要する経費の場合、31世帯以上は10分の2.5 21世帯以上30世帯未満は10分の3.5 11世帯以上20世帯未満は10分の4 10世帯以下の集落の場合は10分の5、 その他の場合は、31世帯以上10分の2、 21世帯から30世帯未満は10分の2.5、 11世帯から20世帯未満は10分の3、 10世帯以下の集落の場合は10分の4を乗じて得た額以内で予算の範囲内の額(用地購入費は除く。)なお、取得の場合は、認可地縁団体による登記を必要とする。 また事業費10万円以上のトイレ改修は21世帯以上は10分の4、 20世帯以下は10分の5を乗じて得た額以内で予算の範囲内の額。 補助対象事業費に10分の5を乗じて得た額	
				2,400万円
		30世帯以上59世帯以下の集落		2,200万円
	建築面積が5平方メートル以上の集落公民館等の増築又は一部改築に要する経費	29世帯以下の集落		2,000万円
				300万円
	事業費が10万円以上の集落公民館等の改修に要する経費			300万円
	事業費が120万円以上の集落公民館等の増築及び改修を併せて行う場合又は一部改築及び改修を併せて行う場合に要する経費			600万円
	事業費が10万円以上の集落公民館等のバリアフリー化のための改修に要する経費			300万円
	敷地面積が100平方メートル以上の広場等の新設又は増設に要する経費			250万円
	事業費が10万円以上の広場等の改修に要する経費			250万円
	事業費が10万円以上の遊具等の新設、更新、又は修繕に要する経費			75万円
	事業費が10万円以上の倉庫等の新設又は更新に要する経費			250万円
	事業費が10万円以上の倉庫等の修繕に要する経費			75万円
事業費が10万円以上の有線放送設備の改修に要する経費		400万円		
事業費が10万円以上の無線放送設備の新設及び改修に要する経費		400万円		
事業費が2万円以上の集落名称等の表示看板設置に要する経費		10万円		
摘要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書を添付し、総務課に提出して下さい。			

担当課：総務課（76-0201）

②

補助金名	八頭町消防施設整備事業補助金			
補助事業概要	消防施設の新設、修繕、購入費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た金額（千円未満の端数切捨て）以内で予算の範囲内の額。			
	区分	施設名	補助率	備 考
	新設	小型ポンプ一式	4/5以内	
		防火水槽	4/5以内	
		消火栓	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額250万円 (基準額10万円以上)
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円
		サイレン		
	修繕	小型ポンプ(軽可搬)	1/3以内	補助対象事業費限度額30万円 (基準額2万円以上)
		消火栓(移転含む)	2/3以内但し、集落の1戸当り(生活保護家庭除く)の負担上限額を5千円とし、集落負担上限額を超える部分については10/10	補助対象事業費限度額40万円
		小型ポンプ格納庫	31世帯以上 10分の2 21世帯～30世帯 10分の2.5 11世帯～20世帯 10分の3 10世帯以下 10分の4	補助対象事業費限度額75万円 (基準額10万円以上)
		防火水槽	9/10以内	補助対象事業費限度額100万円
		ホース乾燥設備	1/3以内	補助対象事業費限度額40万円。 (基準額2万円以上)
		サイレン		
		発電機		
	購入	ホース・管鎗	1/3以内	
		水利表示		
		ホース格納箱		
		吸管		
		異形媒体		
		スタンドパイプ		
		簡易水槽		組み立て式で持ち運びが容易なもの
		発電機		補助対象事業費限度額15万円
		車椅子		
		担架・リヤカー		
		AED	31世帯以上 10分の3 21世帯～30世帯 10分の3.5 11世帯～20世帯 10分の4 10世帯以下 10分の5	
摘 要 (申請手続等)		基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書（修繕の場合は修繕箇所の写真）を添付し、総務課防災室に提出してください。		

担当課：総務課防災室（76-0203）

補助金名	八頭町防犯灯設置補助金				
補助事業概要	集落が行う防犯灯の新設、修繕、移転費用に対し、町が補助するもの。				
補助金の額 (限度額等)	実施事業費又は購入金額に下表の補助率を乗じて得た額(千円未満の端数切捨て)				
	区 分	種 類	補助率	補助金額(上限)	備 考
	新 設	蛍光管	1/2	10,000円/基	既設の蛍光管を撤去し、別の箇所にLEDを新設する場合を含む
		LED(県内産)	—	15,000円/基	
		LED(その他)	—	10,000円/基	
	取 替 (蛍光管からLEDへ)	LED(県内産)	—	9,000円/基	器具(本体・LED管・カバー等)一式交換の場合
		LED(その他)	—	6,000円/基	
	修 繕	蛍光管・LED	1/2	5,000円/基	玉替えは修繕補助対象外
移 設	蛍光管・LED	1/2	10,000円/基	既にある器具の移設	
○防犯灯柱の新設・修繕					
区 分		補助率	補助金額(上限)	備 考	
新 設		1/4	16,000円/基	ポール設置費用を補助	
修 繕		1/4	9,000円/基	ポール取替等費用を補助	
摘 要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。				

担当課：総務課防災室（76-0203）

補助金名	八頭町カーブミラー設置等補助金			
補助事業概要	カーブミラーの新設、修繕費用に対し補助するもの。			
補助金の額 (限度額等)	区 分	補助率	補助金額(上限)	備 考
	新 設	1/2	50,000円/基	
	修 繕	1/2	30,000円/基	
摘 要 (申請手続等)	基本的に翌年度の当初予算になりますので、事業の実施は4月以降になります。事業の実施につきましては、申請書に見積書等工事の内訳がわかるもの、設置場所の地図を添付し、総務課防災室に提出してください。			

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑤

補助金名	八頭町防災用土嚢整備事業原材料支給
補助事業概要	防災用として作成する土嚢に対し、原材料となる真砂土を支給する。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1集落当たり年間10,000円以内の額。 (概ね2tダンプ1台)
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、総務課防災室に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：総務課防災室（76-0203）

⑥

補助金名	八頭町農業用施設等整備費補助金
補助事業概要	農道・農業用排水路等の改修、補修、維持管理に係る経費の一部を助成する。
補助金の額 (限度額等)	対象経費の4/10以内（ただし、1団体当たり上限20万円）
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、事前に産業観光課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑦

補助金名	八頭町農林業用施設整備事業原材料支給
補助事業概要	農道、林道、農業用排水路等の施設整備に対し、原材料を支給する。 ※町道、私道及び利用者を制限している路線は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘 要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、産業観光課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-1

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (鳥獣追払い用具購入事業)
補助事業概要	ニホンザル等の鳥獣による農林水産物等への被害を防止するため、地元住民による集団的な追払い活動を実施する団体等に対し、電動モデルガン等の追払い用具の購入経費を補助することにより、鳥獣害からの集落づくりの強化を促進する。
補助金の額 (限度額等)	電動モデルガンについては、購入経費の2/3 その他の用具(花火、モデルガンの弾、爆竹等)については、購入経費の2/3 (ただし、1団体当たり上限2万円)
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑧-2

補助金名	八頭町鳥獣被害に強いまちづくり支援事業補助金 (集落づくり推進支援対策事業)
補助事業概要	地域住民が協力して、鳥獣被害対策に積極的に取り組む意向を持つ集落等に対して、支援を行い地域ぐるみでの被害対策の普及・促進を図る。
補助金の額 (限度額等)	研修会等の開催経費、餌づけ要因の除去作業及び侵入防止柵の見回り等の経費 (ただし、1団体当たり上限30万円)
摘要 (申請手続等)	事業の実施については、事前に産業観光課に協議をお願いします。

担当課：産業観光課（76-0208）

⑨

補助金名	八頭町土木事業原材料支給
補助事業概要	町道及び集落内法定外公共物等(赤線など)の整備促進を図るため、共同で事業を行う代表者に対して原材料を支給する。 ※私道及び利用者を制限している道路、水路等の法定外公共物等は対象としない。
補助金の額 (限度額等)	原材料支給にかかる限度額は、1箇所当たり年間20万円以内の額。
摘要 (申請手続等)	事業の実施につきましては、建設課に協議をし、事業に関する認定を受けてください。 ※事業に係る支給原材料の支払いは、町が業者に直接支払います。

担当課：建設課（76-0206）

⑩

補助金名	八頭町資源ごみ回収報奨金
補助事業概要	自治会、子供会、PTA、婦人団体、老人クラブ等、資源ごみ回収に協力する団体に報奨金を交付し、資源の再利用の推進とごみの減量化を図る。
補助金の額 (限度額等)	古紙類 1kgあたり 2円 金属類 1kgあたり 1円 ビン類 1本あたり 1円
摘 要 (申請手続等)	報奨金を受けようとする団体は、事前に「資源ごみ回収団体届」を町民課環境衛生係に提出してください。 資源ごみ回収後、回収業者の証明書と資源ごみ回収報奨金交付申請書を町民課環境衛生係に提出してください。 (申請時に印鑑と振込先が分かるものが必要です。)

担当課：町民課（76-0211）

⑪

補助金名	除雪機購入補助
補助事業概要	集落内町道及び県道歩道除雪を行うため小型除雪機の購入、貸与の支援。 負担額は事業費のおおむね4分の1の額で貸与後の維持管理は各自治会でやる。
補助金の額 (限度額等)	20PS相当除雪機（除雪幅1.1m程度） 事業限度額1,544千円（地元負担額 386,000円） 11PS相当除雪機（除雪幅0.8m程度） 事業限度額 712千円（地元負担額 178,000円） ※額については参考数値です。
摘 要 (申請手続等)	交付金を受けようとする集落は、建設課に相談してください。 ※12月納品のためには、遅くとも4月中の決定が必要です

担当課：建設課（76-0206）